

議案第 7 7 号

京丹後市丹後半島森林公園条例の一部改正について

京丹後市丹後半島森林公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

管理エリアを縮減し、管理費用の削減を図るとともに、民間による新たな利活用の方向性を探るため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市丹後半島森林公園条例の一部を改正する条例

京丹後市丹後半島森林公園条例（平成１６年京丹後市条例第１８５号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

	名 称	位 置
1	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中１０３２９番地の１
2	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中１０３２８番地の１

別表第２中１ 京丹後市丹後半島森林公園使用料を削り、２ 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料を１
京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料とし、同表備考中「京丹後市丹後半島森林公園テニスコート及び」
を削る。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

京丹後市丹後半島森林公園条例(平成16年京丹後市条例第185号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市丹後半島森林公園条例			京丹後市丹後半島森林公園条例		
平成16年4月1日 条例第185号			平成16年4月1日 条例第185号		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
	名称	位置		名称	位置
1	京丹後市丹後半島森林公園	京丹後市弥栄町野中2562番地			
2	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中329番地の1	1	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中10329番地の1
3	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中328番地の1	2	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中10328番地の1
別表第2(第9条、第16条関係)			別表第2(第9条、第16条関係)		
1 京丹後市丹後半島森林公園使用料					
(1) オートキャンプ場					
	単位	使用料(円)			
1区画(宿泊利用)	11:00～翌日10:00	4,000			
1区画(デイ利用)	9:00～17:00	2,000			
(2) バンガロー					
	単位	使用料(円) (11:00～翌日10:00)			
1棟・1日		10,000			
(3) テニスコート(全天候型ゴムチップコート)					
	単位	使用料(円) (8:30～17:00)			
1時間以内		1,500			
1時間(1時間を超える場合)		500			

現行			改正案		
<u>2</u> 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料 (1) 宿泊施設			<u>1</u> 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料 (1) 宿泊施設		
利用者	単位	使用料(円) (15:00～翌日10:00)	利用者	単位	使用料(円) (15:00～翌日10:00)
3歳以上	1人・1泊	6,000	3歳以上	1人・1泊	6,000
3歳未満	1人・1泊	1,000	3歳未満	1人・1泊	1,000
(2) 会議室			(2) 会議室		
利用施設	単位	使用料(円) (9:00～17:00)	利用施設	単位	使用料(円) (9:00～17:00)
各室会議等一時利用	4時間以内	1,000	各室会議等一時利用	4時間以内	1,000
	1時間(4時間を超える場合)	250		1時間(4時間を超える場合)	250
備考			備考		
1 <u>京丹後市丹後半島森林公園テニスコート及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</u>			1 <u>京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</u>		
2 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。			2 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。		
3 (略)			3 (略)		
			<u>附 則</u> <u>この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u>		

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 6 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第77号
京丹後市丹後半島森林公園条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》 広大な敷地を有する丹後半島森林公園(いわゆるスイス村)の一部を、民間による新たな利活用の促進するエリアとするため、所要の改正を行うもの。		《市民参加の状況》 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)														
		《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)														
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
《政策等の必要性》 丹後半島森林公園の広大な敷地において、近年の多様化するレジャーニーズや環境変化に適應した新たな利活用エリアを創出し、民間事業者による自由な発想を活かした施設活用を推進するとともに、管理面積および維持管理経費の適正化を図るものである。		《将来にわたる効果及び経費の状況》 管理エリアの縮減により、施設の修繕料や指定管理料などの維持管理コストの抑制が期待できる。														
《提案に至るまでの経緯》 令和7年11月 指定管理者から施設の利活用の方法について提案を受ける 令和7年12月 提案頂いた利活用方法を検討する上で、普通財産化し、貸付け又は譲渡を検討する方法を模索		《総合計画等の整合》 <table border="1"> <tr> <td>まちづくり 27の施策</td> <td>21</td> <td>滞在型観光・スポーツ観光の促進</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>						まちづくり 27の施策	21	滞在型観光・スポーツ観光の促進	計画名称		策定年度		計画期間	
まちづくり 27の施策	21	滞在型観光・スポーツ観光の促進														
計画名称																
策定年度																
計画期間																
《政策等の実施時期》 令和9年4月1日から実施する。		<table border="1"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料 (有の場合は、その名称)</td> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>観光振興課</td> <td>有・無</td> </tr> </table>						担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)	商工観光部	観光振興課	有・無			
担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)														
商工観光部	観光振興課	有・無														